

# 泉大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱施行要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、泉大津市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱（平成20年制定。以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

2 この要領における用語の意義は、要綱の例による。

## (事前相談)

第2条 要綱第6条に規定する補助金の交付申請を行おうとする者は、その申請に先立ち相談窓口にて、耐震診断に関する事前相談を別紙様式にて行うものとする。

## (補助金交付申請時の必要書類)

第3条 要綱第6条に規定する必要書類とは、次に掲げるものとする。

(1) 建築基準法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は同法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し(書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの)

(2) 当該建築物の所有者が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書

(3) 当該建築物の所有者が複数あるときは、補助申請者以外の当該建築物の所有者の耐震診断に係る同意書（区分所有建物を除く。）

(4) 当該建築物の所有者が、建物の区分所有に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する管理組合である場合は、当該管理組合の組合規約及び耐震診断実施に係る決議書

(5) 当該建築物の所有者と占有者（居住者）又は土地所有者とが異なる場合は、それら利害関係者からの耐震診断を実施することの同意書。

(6) 耐震診断の見積書

(7) その他市長が必要と認める書類

## (耐震診断報告時の必要書類)

第4条 要綱第10条に規定する必要書類とは、次に掲げるものとする。

(1) 耐震診断報告成果品(写し)

(2) 耐震診断費用に係る領収書(写し)

(3) 耐震診断の明細書（写し）

(4) その他市長が必要と認める書類

## 附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。